

報道関係者各位

令和6年11月21日

12月は滞納整理強化月間

- ・舞鶴市税務課（債権管理係）において、8月、12月、3月を「滞納整理強化月間」に設定しています。
- ・国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、利用者負担額(保育料)を滞納されている方が対象です。
- ・文書や電話などで催告をし、支払い能力がありながら納付しない人には滞納処分を厳正に行うことを伝え、支払いを促すと同時に、納付していただいている大多数の市民に対し、公平・公正に債権管理をしているということの周知を図ることが目的です。
- ・納付が困難な方に対しては、まずは相談してもらうようにお知らせします。

《滞納整理強化月間》

12月は滞納整理強化月間です。国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料、利用者負担額（保育料）の滞納者に文書や電話などで催告を行います。

支払い能力がありながら納付しない人には、給与や預貯金の差押えなどの滞納処分を厳正に行います。

やむを得ない事情で納付が困難な場合はご相談ください。

▲詳しくは、税務課債権管理係（電話66-1007）へ。



SDGs 未来都市

舞鶴市税務課（債権管理係）担当：濱上、亀井
〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044
[TEL: 0773-66-1007](tel:0773-66-1007)、[FAX: 0773-63-9231](tel:0773-63-9231)
[E-mail: s-kanri@city.maizuru.lg.jp](mailto:s-kanri@city.maizuru.lg.jp)